

神奈川県警察旗の制式及び取扱規程の制定について

昭和 59 年 12 月 12 日
例規第 40 号
神総発第 194 号
各所属長あて 本部長

この度、神奈川県警察旗の制式及び取扱規程（昭和 59 年神奈川県警察本部訓令第 15 号）を制定し、昭和 59 年 12 月 12 日から施行することとした。警察旗の制定の趣旨及び運用上の留意事項は、次のとおりであるから、その取扱いに誤りのないようにされたい。

記

1 警察旗の制定の趣旨

神奈川県警察を象徴し、職員の士気高揚と団結を図るため、現行警察制度施行 30 周年を記念して、神奈川県警察旗（以下「警察旗」という。）を制定したものである。

2 運用上の留意事項

(1) 警察旗の使用（第 3 条関係）

「神奈川県警察が行う主要な行事等」とは、おおむね、次に掲げるものをいう。

ア 御用始式及び御用納式

イ 神奈川県警察年頭出動訓練

ウ 神奈川県警察功労者及び神奈川県警友会功労者表彰式

エ 警察庁舎の開庁式

オ 術科、スポーツ等の各種大会

カ その他警察旗を使用することがふさわしいと認められるとき。

(2) 使用の手続（第 3 条関係）

警察本部長の承認は、総務課長を経て受けるものとする。

(3) 警察旗の保管（第 4 条関係）

警察旗は、使用する場合を除き、常に警察本部長室に掲げておくものとする。

(4) 取扱いの適正（第 5 条関係）

警察旗の使用後は、速やかに返納するものとする。